

阪南市社会体育施設指定管理者募集要項

阪南市立総合体育館
阪南市中央運動広場
阪南市立桑畑総合グラウンド
阪南市立テニスコート
(旧) 阪南市営プール (尾崎・東鳥取・中央・下荘・和泉鳥取・上荘)



HANNAN
SDGs未来都市



令和5年5月
阪南市教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	施設の設置目的	1
3	施設の概要	1
4	指定の期間	2
5	管理運営方針・管理の基準及び業務内容	2
6	応募できる者	3
7	指定管理者の募集及び選定スケジュール	4
8	応募説明会（現地説明会）の開催	5
9	質疑及び回答	5
10	応募の手続き	5
11	経費に関する事項	7
12	選定の方法及び基準	7
13	指定管理者の指定及び協定	10
14	問合せ	11

1 はじめに

阪南市では、「阪南市総合計画 2022～2033」において、阪南市の将来の都市像を「共創による新しい地域価値が創造され、誰もが輝ける舞台都市・阪南」としています。この将来の都市像の実現に向けた施策の一つとして「生涯スポーツの振興」を位置付け、施策の方針を「生涯を通じて健康的で潤いや生きがいを持つ暮らしに向け、スポーツを推進する」こととしています。

一方、国においては、スポーツ庁が、休日における中学校の部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ・文化環境の一体的な整備に向け、令和5年度から、地方公共団体が行う地域スポーツ・文化クラブ活動への移行体制の構築に必要な経費を支援し、地域の実情に応じスポーツ・文化活動の最適化を図り、体験格差を解消するとの方針を示しており、地域におけるスポーツ活動とスポーツ行政のあり方が転換期を迎えています。

この転換期に対応するには、社会体育施設の管理運営において、より多くの市民が地域でスポーツに親しむことができる環境づくりを推進し、スポーツ人口を拡大することはもとより、阪南市及び阪南市内の各種スポーツ団体等との協働・連携を強化し、各団体の活動を通じて地域スポーツの担い手を育成していくことが求められます。

そこで、今回の指定管理者の募集においては、利用者の視点に立った効率的な運営によって、各施設の条例に掲げた目的の実現に向け、次の4つの事項を念頭に、これまでにない創意工夫のある提案を期待しています。

1. 各種スポーツ団体等や行政と親密にコミュニケーションできるか
2. 各種スポーツ団体等や行政と連携して各種計画を立案できるか
3. 各種スポーツ団体等や行政と協働して各種事業を実施できるか
4. 各種スポーツ団体等や行政の活動に積極的に協力できるか

2 施設の設置目的

阪南市の社会体育施設は、市民の体育、スポーツ、レクリエーションの普及振興を図り、健康の維持増進に寄与することを目的として設置しています。

3 施設の概要

施設名	所在地	竣工年月日	施設の概要
阪南市立総合体育館	阪南市光陽台 1-17-24	S57年8月	敷地面積： 15,948 m ² 建築面積： 3,595.50 m ² 延床面積： 4,068.24 m ² 大体育室： 1,440.32 m ² 小体育室： 585.64 m ² トレーニング室： 240.97 m ² 室内トラック：1周約75m 事務室、会議室、体力相談室、医務

			室、和室、更衣室（男子・女子）、 トイレ（男子・女子・障がい者用）、 ボイラー室2箇所、ファン室3箇 所、駐車場、第2駐車場、駐輪場
阪南市中央運動広場	阪南市光陽台 1- 17-24	S50年7月	敷地面積：11,880㎡ 多目的グラウンド トイレ（男子・女子・障がい者用）、 倉庫、駐車場・駐輪場（阪南市立総 合体育館と兼用）
阪南市立 桑畑総合グラウンド	阪南市桑畑 430	H4年3月	敷地面積：21,624.2㎡ 多目的グラウンド：11,418.1㎡ 夜間照明6基 テニスコート2面（砂入り人工芝） 夜間照明4基 ジョギングコース：1周約430m 管理棟：171㎡ 事務所、会議室、更衣室（男子・女 子）、シャワー室、和室、トイレ（男 子・女子・障がい者用）、駐車場
阪南市立テニスコート	阪南市鳥取中 32	S55年10月	敷地面積：2,223㎡ テニスコート2面 管理棟：20㎡ 駐車・駐輪スペース
以下の施設については維持管理のみ ・施設内容：屋外プール（25mプール・小プール）、管理棟（事務所、更衣室、トイレ、機械室）等			
(旧) 阪南市営尾崎プール	阪南市尾崎町 202	S59年3月	敷地面積：2,357㎡
(旧) 阪南市営東鳥取プ ール	阪南市自然田 1452	S42年3月	敷地面積：1,610㎡
(旧) 阪南市営中央プール	阪南市光陽台 1- 17-24	S58年3月	敷地面積：1,541㎡
(旧) 阪南市営下荘プール	阪南市箱作 2866- 1	S60年6月	敷地面積：3,013㎡
(旧) 阪南市営和泉鳥取プ ール	阪南市自然田 303	S62年6月	敷地面積：2,697㎡
(旧) 阪南市営上荘プール	阪南市下出 547- 1	H3年6月	敷地面積：1,894㎡

4 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

※この期間は、指定管理者候補者の決定後、市議会の議決により確定します。

5 管理運営方針・管理の基準及び業務内容

この要項に記載されているもののほか、別途、「阪南市社会体育施設指定管理者業務仕様書」で定めます。

6 応募できる者

(1) この募集に応募できる者は、次のいずれかに該当する者としてします。

①指定の期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体（以下「法人等」という）

②①の法人等を含む複数の法人等により構成されたグループ（以下「グループ」という）

(2) グループでの応募については以下を遵守してください。

①グループで応募する場合、構成員の中からグループを代表する代表団体を定めてください。

②協定の締結にあたっては、グループの構成員すべてを協定当事者としてします。

③単独で応募した法人等は、グループ応募はできません。

④グループ応募の代表団体及び構成員は、複数のグループ応募はできません。

⑤応募書類提出後、代表団体及び構成員の変更は原則として認めません。

(3) 欠格事項

この募集に応募しようとする者（グループ応募の場合にあっては、全ての構成員）は、次に掲げる条件を全て満たすものとしてします。なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者として扱いません。また、同一事業者や関連事業者などで、適正な競争性が阻害されるおそれがある場合は、その参加資格を取り消すことができるものとしてします。

①阪南市入札参加停止要綱（平成13年阪南市訓令第12号）に基づく入札参加停止若しくは指名回避又は阪南市公共工事等暴力団排除措置要綱（平成25年2月21日決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

②地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

③公募開始の日から契約締結までの日において、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

④国税及び地方税を滞納していない者であること。

⑤阪南市暴力団排除条例（平成24年阪南市条例第16号）第2条に規定する暴力団、暴力団密接関係者等に該当しない者であること。

- ⑥本業務と同等以上とみなされる業務を提供した実績があること又は本業務に関し、事業者が独自に新たな提案を供する意思があること。
- ⑦指定管理業務を遂行できる体制が整えられていること。
- ⑧団体またはその代表者（(カ)の場合、代表者に準ずる地位にあるものを含む）が次の者に該当しないこと。
 - (ア) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者。
 - (イ) 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。
 - (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者。
 - (エ) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがあり、その取り消しの日から2年を経過しない者。
 - (オ) 本市の市議会議員、市長並びに地方自治法第180条の5第1項及び第3項の委員会の委員である者。
 - (カ) 今回の指定管理者選定委員会委員及び公募事務に関与した者、またはこれらの者と利害関係にある者。
 - (キ) 法律行為を行う能力を有しない者。
 - (ク) 破産宣告を受け、復権を得ない者。
- (4) 過去3年以内(令和5年4月1日基準日)に、類似施設の管理運営の実績が必要です。

7 指定管理者の募集及び選定スケジュール

(1) 募集要項等公開（市ウェブサイト掲載）	5月2日(火)～
(2) 応募説明会・施設見学会	5月18日(木)
(3) 質疑受付期間	5月19日(金)～24日(水)
(4) 質疑回答日	5月26日(金)
(5) 応募受付期間	6月6日(火)～6月15日(木)
(6) 提案説明会	6月22日(木)
(7) 候補者の決定、通知、選定理由等の公表	7月中旬
(8) 指定管理者の議決	9月議会
(9) 指定管理者の引継期間	10月～令和6年3月
(10) 指定管理開始日	令和6年4月1日(月)

募集要項や参加申込書等の公募に関する資料・様式等は、本市ウェブサイトからダウンロードしてください。

〔阪南市ウェブサイト〕 <http://www.city.hannan.lg.jp/>

8 応募説明会（現地説明会）の開催

- (1) 開催日時 令和5年5月18日(木)午前10時～
- (2) 開催場所 阪南市立総合体育館会議室
- (3) 説明内容 申請方法、申請書類、指定管理者業務等の説明、施設見学の説明
- (4) 参加人数 1団体につき2名以内
- (5) 参加申込 「説明会・現地施設案内参加申込書（様式A）」を令和5年5月16日(火)午後5時までにEメールで送信のこと。Eメールの件名は、「【貴者名】社会体育施設指定管理者 応募説明会」としてください（送信後は送信した旨の電話連絡をお願いします）。
- (6) 送信先 阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進室
メールアドレス：s-gakusyuu@city.hannan.lg.jp
電話（直通）：072-489-4543

9 質疑及び回答

業務内容、提案方法等に質疑がある場合は、質疑書(様式B)を提出してください。回答は、下記期間内に阪南市ウェブサイトへ順次掲載しますが、質問のあった事業者名は公表しないものとします。なお質疑書は、本市ウェブサイトからダウンロードしてください。

〔阪南市ウェブサイト〕 <http://www.city.hannan.lg.jp/>

- (1) 受付期間 令和5年5月19日(金)～令和5年5月24日(水)午後5時
- (2) 提出方法 質疑書(様式B)により下記にEメールで提出してください。
Eメールの件名は、「【貴者名】社会体育施設指定管理関係」としてください。（送信後は送信した旨の電話連絡をお願いします）
- (3) 提出先 阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進室
メールアドレス：s-gakusyuu@city.hannan.lg.jp
電話（直通）：072-489-4543
- (4) 回答日 令和5年5月26日（金）

10 応募の手続

指定管理者指定申請書（様式C）に所要事項を記入のうえ、必要書類を添えて受付期間中に持参してください。郵送、FAX、Eメール等による受付は行いません。

なお、提出後において、提出された書類の内容を変更することは出来ません。

提出書類に虚偽の記載があった場合は、応募を無効とします。また、本市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求める場合があります。

(1) 提出書類

A 提出書類様式 I（様式A～様式J）

B 添付書類（任意様式）

①法人等の場合

ア 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

イ 定款、寄付行為、規則その他これらに類する書類

ウ 過去3年度分の法人税納税証明書及び消費税納税証明書

エ 過去3年度分の貸借対照表

- オ 過去3年度分の損益計算書
- カ 過去3年度分の人員表
 - 各決算末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数(パートタイマー、アルバイトは8時間で1人と換算のこと)
- キ 役員名簿及び法人の組織表(令和5年4月1日現在)
- ク 事業活動の状況がわかるパンフレット類等
- ケ 防火対象物防火管理者の資格の写し(1名ただし甲種)

②その他の団体の場合

- ア 定款、寄付行為、規則その他これらに類する書類
- イ 令和5年4月1日の属する事業年度の収支予算書及び過去2年度分の収支決算書(合計3年度分)
- ウ 役員名簿(令和5年4月1日現在)
- エ 役員の過去3年度分の市税等納税証明書
- オ 役員の身元証明書及び経歴証明書
- カ 事業活動の状況がわかるパンフレット類等
- キ 防火対象物防火管理者の資格の写し(1名ただし甲種)

③グループでの応募の場合

- ア グループ構成員届出書(様式D)
- イ 委任状(様式H)
- ウ 協定書の写し

※なお、グループでの応募の場合、代表団体及び構成員すべての事業者について、上記①の書類もしくは上記②の書類を提出してください。

C 提出書類様式Ⅱ(様式1～様式6)

(2) 提出部数

提出部数は、13部(正本1部、副本12部)

- ①提出書類のうち、副本12部については、名称、マークその他、応募者が特定できる情報は必ず黒塗りしてください。
- ②提出書類は、パンフレット類等を除き、A4サイズ縦長左綴じフラットファイル等により製本してください。また、ラベル等により、様式番号等を明示してください。
- ③市民税等が非課税の場合は、非課税を証明する書面を提出してください。

(3) 応募受付期間及び提出方法

- ①受付期間 令和5年6月6日(火)～6月15日(木)
ただし、閉庁日を除きます。
- ②受付時間 午前10時～午後5時
- ③受付場所 大阪府阪南市尾崎町35-1
阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進室
(阪南市役所2階28番窓口)
- ④提出方法 直接持参してください。

(4) 申請にあたっての留意事項

- ①費用の負担

応募の際に要する費用は、申請者の負担とします。

②提供した資料の取扱い

教育委員会が提供した書類等は、応募目的以外に利用することを禁じます。

③提出書類の取扱い

提出された書類は、返却しません。なお、提出書類については、阪南市情報公開条例の対象となりますので了承のうえ提出してください。

④提出書類の著作権の帰属

指定管理者の決定後、指定管理者からの提出書類は、教育委員会が無償で利用できるものとします。

⑤応募1団体につき、1提案とします。複数の提案はできません。

1 1 経費に関する事項

阪南市が支払う指定管理料の金額及び支払時期、方法については、年度ごとに締結する協定書で定めます。過去3年間の経費の実績額は応募説明会で提示しますので参考にしてください。

①指定管理料は、年額を分割して市から毎月支払います。

②年間の指定管理料の上限額は、54,000千円とします。

※指定管理料には、①人件費、②管理運営費（消耗品費、光熱水費、保守管理費、修繕費等施設の保守管理、安全点検、衛生管理、修繕に必要な経費）等を含みます。

③修繕費は、年間2,000千円を指定管理料の中に含みます。

ただし、年間の執行額が2,000千円に満たなかった場合は精算します。

④上記の金額は全て消費税（10%）込みの金額とします。

⑤利用料減免団体の使用料免除額は、実績に基づき別途市が支払います。

1 2 選定の方法及び基準

(1) 選定の方法

学識経験者等で構成する阪南市社会体育施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という）を設置し、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、指定管理者候補者の選定を行います。

(2) 選定の基準

指定管理者の選定は、選定基準に基づき、スポーツの普及振興が図られ、各施設の管理運営を安定的かつ効率的に行うために必要な能力と実績を有するか否かを次の評価項目に基づき評価し、総合的に判断します。

指定管理者評価項目別配点

選定基準	評価項目	配点
①市民の平等な利用が確保されること	公の施設の公共性・公平性に対する考え方	5点
	市民に対する理念・基本方針、意思の反映、利便性の向上に対する考え方	5点
	個人情報の保護に対する対応方針と社会的弱者への配慮、緊急時の対応	5点
	小計	15点
②管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること	団体の組織の状況	5点
	団体の事業実績（過去の事業実績を含む）	5点
	施設の管理運営に必要な資産（財政力）	5点
	職員の人員配置（配置体制・人数・職種・経験年数等）	20点
	職員の研修方針と人的能力の確保	15点
	小計	50点
③管理経費の縮減が図られること	指定管理料見積金額による評価 ・30点×応募者の中の最低提案額÷当該事業者の提案額 ＝得点（1点未満切り捨て）	30点
	運営収支計画・経費縮減の考え方及び具体の方策	5点
	収益性向上、安定した収入確保の考え方及び具体の方策	5点
	利用料金設定の考え方	5点
	小計	45点
④施設の効用を最大限発揮し、地域スポーツの振興が図られること	自主事業の企画内容と収支計画	20点
	各施設の利用・活用の考え方（まちづくりや地域の賑い創出など地域の活性化に結びつく事業企画・展開をふまえて）	20点
	市の各施策（スポーツを通じた健康増進・障がい者の社会参加の促進等）に対する協力の考え方	15点
	指定管理者に応募する企業（団体）としての社会貢献に対する考え方	10点
	施設の現状を踏まえた利用促進の提案	
	総合体育館	20点
	中央運動広場	10点
	桑畑総合グラウンド	10点
	市立テニスコート	5点
	小計	110点
⑤社会体育施設の活性化が図られること	社会体育施設未利用者へのアプローチの方法	
	若年層へのアプローチ	10点
	子育て世代へのアプローチ	10点
	その他の未利用者層へのアプローチ	10点
	学校園（所）との連携の考え方	10点
小計	40点	
⑥地域スポーツの基盤強化に向けた各種スポーツ団体等・行政との協働に対する考え方	各種スポーツ団体等や行政と親密にコミュニケーションできるか	10点
	各種スポーツ団体等や行政と連携して各種計画を立案できるか	10点
	各種スポーツ団体等や行政と協働して各種事業を実施できるか	10点
	各種スポーツ団体等や行政の活動に積極的に協力できるか	10点
	小計	40点
	合計	300点

(3) 提案説明会

提出された提案書に基づき、提案説明会を行います。なお、提案説明会は非公開とし、審査結果等についての異議申立ては一切受け付けません。

①実施日時

令和5年6月22日（木）（予定）

※詳細な実施日時については、応募者に個別に通知します。なお、提案説明会の実施順は、提案書の提出順とします。

②実施場所

阪南市役所内（予定）

※実施場所は、変更する場合があります。変更する場合は、応募者に個別に通知します。

③所要時間

提案説明 20分以内（準備時間を含まない）

質疑・応答 20分程度

※詳細時間割については、後日連絡。

④説明内容

提案書の説明とします。

⑤出席者

4人以内とします。

⑥その他

ア 提案説明会で使用する資料は、提出された提案書のみとする。

イ パソコン使用の場合は応募者が持参すること。（プロジェクター、スクリーンは本市で用意しますが、持参も可とします）

(4) 提案説明会の参加資格の確認

提出書類により応募資格の有無について確認します。応募資格を有しないことが明らかな場合は、提案説明会実施日までに提案説明会に参加できないことを当該応募者に通知します。

(5) 候補者の選定

①提出書類と提案説明会の結果を基に、評価項目に基づき選定委員会において総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定します。

②選定委員（全8名）の配点合計のうち、最高点と最低点を除いた6名分の評価点の合計を当該応募者の総合点とします。

（満点：300点×6名＝1,800点）

③総合点が最も高い順に指定管理者の候補者を選定します。なお、同点の場合は、選定委員会の委員長が候補者順位を決定します。

④総合点が満点の60%（1,080点）に満たない場合、指定管理者の候補者に選定しません。

(6) 候補者の決定および通知

選定委員会は、選定結果を教育委員会に報告し、その後、教育委員会から報告を受けた阪南市長が、選定結果報告に基づき指定管理者候補者を決定して当該応募者に文書で通知します。

(7) 選定結果の公表

選定結果は、提案説明会に参加した全ての応募者に文書で通知します。
なお、審査（選定）結果等についての異議申立ては、一切受け付けません。
また、令和5年7月以降、本市ウェブサイトで、下記の情報を公表します。

- ①提案説明会に参加した全ての応募者の名称
- ②選定委員会の会議資料（応募者の提出書類は公表しません）
- ③選定委員会の会議録（提案説明会の発言は会議録に記載しません）
- ④指定管理者候補者第1位及び第2位となった応募者については下記のとおり得点を公表します。
 - ア 総合点
 - イ 選定基準ごとの得点（総合得点の内訳）

(8) 再度の選定

指定管理者に指定されるまでの間に、当該候補者を指定管理者とすることができない事情が生じたときは、審査において第2位となった者から順に候補者を決定できることとします。

1.3 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者候補者と仮協定書の締結

阪南市長と指定管理者候補者は、指定管理者に指定されるまでの間は仮協定書を締結します。

(2) 指定管理者の指定

指定管理者の指定については、議会（9月議会を予定）の議決後、議決のあった候補者を指定管理者に指定します。

(3) 指定管理者との協議

指定管理者の決定後、教育委員会と指定管理者とが協定の具体的な内容について協議を行います。

(4) 協定の締結

施設の管理及び事業執行について、阪南市と指定管理者との間で協定を締結します。協定は、指定期間を期間とする基本協定と年度ごとに締結する年度協定の二本立て協定とします。

(5) 協定事項

- ①指定管理者に行わせる管理業務の範囲
- ②指定管理者が行う管理の基準
- ③指定期間に関する事項
- ④事業計画に関する事項
- ⑤事業報告及び業務報告に関する事項
- ⑥市が支払うべき費用に関する事項
- ⑦指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- ⑧業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ⑧その他、教育委員会が必要と認める事項

14 問合せ

〒599-0292	阪南市尾崎町35-1
	阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進室
担当	岡田・甘庶 ^{かんじや}
電話(直通)	072-489-4543
Eメール	s-gakusyuu@city.hannan.lg.jp